

電気供需給約款 【低圧】

2023 年 6 月 1 日実施

ゆきぐに新電力株式会社



目次

第Ⅰ 総則

第1条 適用	4
第2条 需給約款の変更	4
第3条 定義	5
第4条 単位および端数処理	6
第5条 本約款に定めのない特別な事項	6

第Ⅱ 需給契約の申込み

第6条 電気需給契約の申込み	6
第7条 需給契約の成立および契約期	6
第8条 需給契約の単位	7
第9条 供給の開始	7
第10条 承諾の限界	7

第Ⅲ 契約種別および電気料金

第11条 契約種別	8
第12条 料金等	8

第Ⅳ 電気料金の算定および支払

第13条 電気料金の適用開始の時期	8
第14条 検針日または計量	8
第15条 電気料金の算定期間	8
第16条 使用電力量の計量	9
第17条 電気料金の算定	9
第18条 料金の支払義務ならびに支払期日	9
第19条 料金その他の支払方法	10

第Ⅴ 使用および供給

第20条 需要場所への立入りによる業務の実施	11
第21条 電気の使用にともなうお客さまの協力	11
第22条 供給の停止	11
第23条 供給停止の解除	12
第24条 供給停止期間中の料金	12
第25条 違約金	12
第26条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
第27条 損害賠償の免責	13

第 28 条	設備の賠償	13
第VI 需給契約の変更および終了		
第 29 条	需給契約の変更	14
第 30 条	名義の変更	14
第 31 条	需給契約の終了	14
第 32 条	需給開始後の電気需給契約の消滅または変更にもなう電気料金および工事費の精算	14
第 33 条	需給契約の解約等	15
第 34 条	需給契約終了後の債権債務関係	16
第VII 供給方法、工事および工事費の負担等		
第 35 条	需給地点	16
第 36 条	計量器等の取り付け	16
第 37 条	電流制限器等の取り付け	16
第 38 条	供給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け	17
第VIII 保安		
第 39 条	保安の責任	17
第 40 条	調査	17
第 41 条	調査等の委託	18
第 42 条	調査に対するお客さまの協力	18
第 43 条	保安等に対するお客さまの協力	18
第 44 条	自家用電気工作物	18
第IX その他		
第 45 条	消費税法改正の場合の取扱い	19
第 46 条	個人情報の取り扱い	19
第 47 条	信用情報の共有	19
第 48 条	契約者情報の提供	19
第 49 条	反社会的勢力の排除	19
第 50 条	管轄裁判所	19
第 51 条	誠実協議	20
別表		21

第 I 総則

第 1 条 適用

この電気需給約款【低圧】令和 3 年 2 月 1 日実施。以下「この需給約款」といい、この需給約款にもとづきお客さまと締結する電気需給契約を以下「この需給契約」といいます。)。但し、お客さまと個別に締結する電気需給契約書もしくは個別利用規約（以下地域別料金表等を含め、「個別利用規約」といいます。）その他当社とお客さまが需給契約の内容とすることに合意した事項に関する書面がある場合、お客さまは、この需給契約のほか個別に締結する電気需給契約書もしくは個別利用規約その他当社とお客さまが需給契約の内容とすることに合意した事項に関する書面の定め（以下総称して「本約款等」といいます。）に従って供給条件を定めたものです。

第 2 条 需給約款の変更

(1) 当社は、本約款等を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件や電気料金等は、変更後の需給約款等によります。なお、当社は、需給約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の需給約款等および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。

(2) 需給約款等の変更にともない、(3) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 需給約款等の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、既に締結されている約款等および電気需給契約の更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電気需給契約の期間の延長のみをする場合）においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

第 3 条 定義

次の言葉は、需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(14) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第4条 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は1キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 使用電力量の単位は1キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税および地方消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第5条 需給約款に定めのない特別な事項

本約款に定めのない特別な事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めず。

第II 需給契約の申込み

第6条 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合には、あらかじめこの需給約款および一般送配電事業者の接続供給等約款における需要者に関する事項をご承認のうえ、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。

(2) 当社への需給契約の申込後、当社から電気の供給が開始されるまでの期間において、現にお客様への電気を供給している小売電気事業者との間における契約電流を変更された場合には、当社との需給契約における契約電流は、これと同様の契約電流に変更させていただきます。

(3) 申込みにあたり、お客さまは、需給約款第21条（電気の使用にともなうお客さまの協力）に定めるものに関する事項および託送約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

第 7 条 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、一般送配電事業との接続供給が成立しない等（マッチングの不成立の場合を含みます。）の事情により電気を供給できないことが明らかになった場合には当社は、需給契約の成立時点にさかの需給契約を解約することがあります。

(2) 当社は、法令等、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力受給契約の申し込みを承諾できない場合があります。

(3) お客様と当社との間で電気需給契約が成立した場合、本約款等電気需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客様に交付するものとし、お客様は、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

(4) 需給契約に係る契約期間は次のとおりといたします。

イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、料金適用開始の日以降 1 年目の日（当日を含む。）までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客様、または当社からこの需給契約の消滅または変更に関する別段の意思表示がない場合は、この需給契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

第 8 条 需給契約の単位

当社は、お客様の希望に応じて、1 需要場所について、1 電気需給契約を結びます。例えば電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約することをいいます。

第 9 条 供給の開始

(1) 当社は、需給契約が成立した場合には、必要に応じてお客様との協議のうえ電気の供給開始日を定め、原則として託送供給等約款にもとづく手続きまたは、スイッチングに係る手続きその他必要な手続きを経たのちに到達する最初の検針日または計量日からお客様に電気を供給いたします。

(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客様に対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

(3) 当社は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を使用して、お客様に電気を供給いたします。

第 10 条 承諾の限界

当社は、法令、当社の供給力その他電気需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状

況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金について支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社が適当と判断した方法によりその理由をお客様にお知らせいたします。

第Ⅲ 契約種別および電気料金

第 11 条 契約種別

契約種別は別表 2（契約種別）のとおりといたします。

第 12 条 料金等

料金は、基本料金、電力量料金および別表の 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金はお客様の需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者が公表する燃料費調整額を加算または減算したものといたします。なお、この加算または減算の基準および方法は、お客様の需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者の基準および方法によります。また、契約種別および料金単価は別表の 2（契約種別と料金単価）によるものといたします。

第Ⅳ 電気料金の算定および支払

第 13 条 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、需給開始の日から適用いたします。契約の成立後に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客様の責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

第 14 条 検針日または計量日

検針日または計量日は、託送供給約款に定めるところによります。なお当社はあらかじめお客様に検針日または計量日をお知らせいたします。

第 15 条 電気料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客様に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした

ときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

(3) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第 16 条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電気需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の7営業日以内にお知らせいたします。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。

(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送供給約款に定めるところにより、お客さまと当社の協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

第 17 条 電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは休止し、または電気供給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

ハ 検針期間等の日数とその検針期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) (1) イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(3) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

第 18 条 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款第 17 条（使用電力量の計量）(2) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2) お客様の検針日が、1 日から 9 日の場合は当月の 27 日を支払期日とし、お客様の検針日が、10 日から 31 日の場合は翌月の 27 日を支払期日として、お客様は当社に料金を支払っていただきます。ただし、支払期日が銀行法第 15 条第 1 項に規定する日曜日その他政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。

第 19 条 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客様の負担といたします。なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。

(2) お客様が料金を (1) イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1) イにより支払われる場合は、料金お客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1) ロにより支払われる場合は、料金その金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1) にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2) にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 支払期日までに料金の支払いがされなかった場合には、

イ 当社が指定する金融機関にお振込いただきます。また、この時、お振込手数料はお客様のご負担となります。

ロ 当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払期日の翌日から 10 日目までに支払いいただいた場合は、延滞利息を請求いたしません。

(5) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(6) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(7) 支払っていただいた料金、延滞利息は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

第V 使用および供給

第20条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3) 計量器の検針または計量地の確認に関する業務

(4) 第22条（供給の停止）、第31条（需給契約の廃止）(2) または第33条（需給契約の解約等）により必要な処置

(5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

第21条 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合、法令で定める技術基準、その他法令等にしたいがい、一般配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続して頂きます。

第 22 条 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般配電事業者は、そのお客様についての電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

(3) お客さまがその他託送供給約款に反した場合には、一般配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

(4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

第 23 条 供給停止の解除

第 22 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、原則として次の場合を除き、当社および一般送配電事業者はすみやかに電気の供給を再開いたします。

(1) 非常事態の場合

(2) 夜間の場合で、一般送配電事業者または当社の要因の配置等の事情により、やむえない場合

(3) その他特別の事情がある場合

第 24 条 供給停止期間中の料金

需給約款第 22 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款第 18 条（料金の算定）(2)により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

第 25 条 違約金

(1) お客さまが需給約款第 22 条（供給の停止）(2) ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

(2) (1) に定める「免れた金額」とは、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

第 26 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 一般送配電事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止して頂くことがあります。

イ 電気の供給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 27 条 損害賠償の免責

(1) 一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 需給約款第 26 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3) 第 22 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または第 35 条（需給契約の解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いま

せん。

第 28 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理が可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

第VI 需給契約の変更および終了

第 29 条 需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、「第II 需給契約の申込み」に定める新たな電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

第 30 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の方法によって届出をしていただきます。

第 31 条 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を決めて、当社に通知していただきます。また、スイッチングの場合で、お客さまが当社に廃止せずに他の小売事業者へ需給契約の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの廃止通知とみなすものといたします。ただし、これによりがたい場合には、お客さまと当社の協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

(2) 当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

(3) この需給契約は、本約款第 33 条（需給契約の解約等）に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。

ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給

を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第 32 条 需給開始後の電気需給契約の消滅または変更にもなう電気料金および工事費の精算

(1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 33 条 需給契約の解約等

当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括して弁済していただきます。なお、この場合には、あらかじめ、この需給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合

イ 電気料金について支払期日を 20 日経過してなお支払わない場合

ロ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合

(2) お客さまが需給約款第 31 条（需給契約の廃止）(1) による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合

イ お客さまの責めに帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合

ロ 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との

接続を行った場合

ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ホ 契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合

ヘ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合

ト 需給約款第 20 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に際して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

チ 本約款第 21 条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまが以下のいずれかに該当した場合

イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ハ 支払停止の状態に陥った場合

ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき

ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき

ト 本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合

第 34 条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

第Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担等

第 35 条 需給地点

電気の供給地点（電気の供給が行われる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします。また、需給地点に至るまでの供給設備の施設、供給方法および工事については、託送供給約款に定めるところによります。

第 36 条 計量器等の取り付け

(1) 料金の算定に必要な計量器は、原則として、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。取り付けにともなって一般送配電事業者から短時間の停電をお願いする必要があることをご了承いただきます。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

イ お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置、取り付け場所、解錠、使用する電気工作物等については、お客様と一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。

(3) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客様に実費相当額を支払っていただきます。

第 37 条 電流制限器等の取り付け

(1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器等の取り付け位置は原則として屋内とし、その取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。

(3) お客様の希望によって電流制限器等の取り付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客様に実費相当額を支払っていただきます。

第 38 条 需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

一般送配電事業者の供給設備の一部または全部を施設もしくは変更した後、お客様の都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

第Ⅷ 保安

第 39 条 保安の責任

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需給場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第 40 条 調査

(1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客様のお求めに応じて、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を掲示します。

(2) 調査は次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、そ

の一部を省略することがあります。

- イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
- ロ 設置抵抗値の測定
- ハ 点検

(3) 一般送配電事業者は、(1) の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合されるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行います。

第 41 条 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、第 40 条 (1) の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は (1) によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

第 42 条 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

第 43 条 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) お客さまは、一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先立ち、受電

電力を遮断する開閉器の操作方法について、一般送配電事業者と協議していただきます。

(4) お客さまおよび当社は、必要に応じて電気の安定的な需給を行うために連絡体制を整え、相互に協力するものいたします。

第 44 条 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この需給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 第 40 条 (調査)
- (2) 第 41 条 (調査等の委託)
- (3) 第 42 条 (調査に対するお客さまの協力)

第IX その他

第 45 条 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法又は改正地方税法に則り電気料金を計算の上お客さまから申し受けます。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものいたします。

第 46 条 個人情報の取り扱い

当社は、この需給約款により知りえた個人情報を、当社が定める「小売電気事業における個人情報の取り扱い」にもとづき、適切に取り扱います。

第 47 条 信用情報の共有

当社は、お客さまが電気料金等について支払い期日を経過してなお支払われない場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および電気料金の支払状況等について、他の小売電気事業者または媒介者に提供することがあります。

第 48 条 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定に必要なお客さま情報（氏名および契約容量等）について、当社が、一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることにつき、あらかじめご承諾していただきます。

第 49 条 反社会的勢力の排除

お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反し

た場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電気需給契約を解除することができるとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものといたします。

イ 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

ロ 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

第 50 条 管轄裁判所

(1) お客さまとの需給約款等に関する一切の紛争については、南魚沼簡易裁判所または新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(2) この需給約款にもとづく需給契約またはこれに関する契約は、すべて日本法によって解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

第 51 条 誠実協議

この需給約款または契約種別に対応する料金表に定めのない事項、もしくはこの需給約款または契約種別に対応する料金表によりがたい特別な事項が生じた場合には、託送供給約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社の間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1カ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税込）は、供給エリアによって以下のとおりとなります。

(1) 東北電力エリア

下記に示す契約プランの料金に東北電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。

■従量電灯B相当（契約容量 30A から 60A まで）（料金単価は税込価格）

基本料金

1 契約 30 A 1,108.8 円

1 契約 40 A 1,478.4 円

1 契約 50 A 1,848.0 円

1 契約 60 A 2,217.6 円

電力量料金（120kWh まで） 1kWh 29.71 円

電力量料金（120kWh 超過 300kWh まで） 1kWh 36.46 円

電力量料金（300kWh 超過） 1kWh 40.41 円

※使用電力量が 0 kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

■従量電灯C相当（料金単価は税込価格）

基本料金（1kVA あたり） 369.6 円/kVA

電力量料金（1kWh 超過 120kWh まで） 29.71 円/kWh

電力量料金（120kWh 超過 300kWh まで） 36.46 円/kWh

電力量料金（300kWh 超過） 40.41 円/kWh

※使用電力量が 0 kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

■低圧電力（料金単価は税込価格）

基本料金（1kW あたり） 1,300.89 円/kW

電力量料金（夏季） 27.22 円/kWh

電力量料金（その他季） 25.77 円/kWh

力率割引および割増 ±5%

※使用電力量が 0 kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日をいいます。

3 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契

約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量×協議の対象となる期間の日数

前月または前年同月の料金の算定期間の日数

ロ 前3カ月間の使用電力量による場合

前3カ月間の使用電力量×協議の対象となる期間の日数

前3カ月間の料金の算定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された使用電力量×協議の対象となる期間の日数

取替後の計量器によって計量された期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取り付けは、本約款第38条（計量器等の取り付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 100 パーセント + (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

日割計算対象日数

1カ月の該当料金×検針期間の日数

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

日割計算対象日数

第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日割計算対象日数

第2段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

① 本約款第17条（電気料金の算定）（1）イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 本約款第17条（電気料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

① 本約款第17条（電気料金の算定）（1）イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

③ 本約款第17条（電気料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約が終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合

日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格 原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各单位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \langle 2 \text{ の基準単価} \rangle / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

2 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1 (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
	α	0.0259
	β	0.2563
	γ	0.8915
燃料価格	X	83,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	低圧	19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

6 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝
 (119,000 円－79,300 円)×(2)の離島基準単価/1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合 定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

ロ 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

ます。

7 契約電力および契約容量の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、基本使用料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1 月の該当料金 × 日割計算対象日数/検針期間等の日数

ただし、第 17 条（電気料金の算定）(1)ハに該当する場合は、日割計算対象日数/検針期間等の日数は、日割計算対象日数/暦日数といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 第 17 条（電気料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 第 17 条（電気料金の算定）(1)ロの場合

日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により算定いたします。ただし、計量値を確認しない場合は、料金の算定期間の使用電力量は、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。